

工事事故 事例集

令和6年4月から令和7年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。



目 次

公衆損害

架空線・標識等損傷事例		P 2 ~
地下埋設物件損傷事例		P 4 ~
第三者車両等に対する損害事例		P 6 ~

労働災害

建設機械の稼働に関連した 人身事故事例		P 8 ~
部材の加工作業等により自らを 負傷した事故事例		P 12 ~
資機材等の落下や下敷きでの 負傷事例		P 14 ~
その他 労働災害事例		P 16 ~

公眾損害

架空線・標識等損傷事例

【事事故事例】 バックホウのアームが架空線に接触し、架空線を損傷

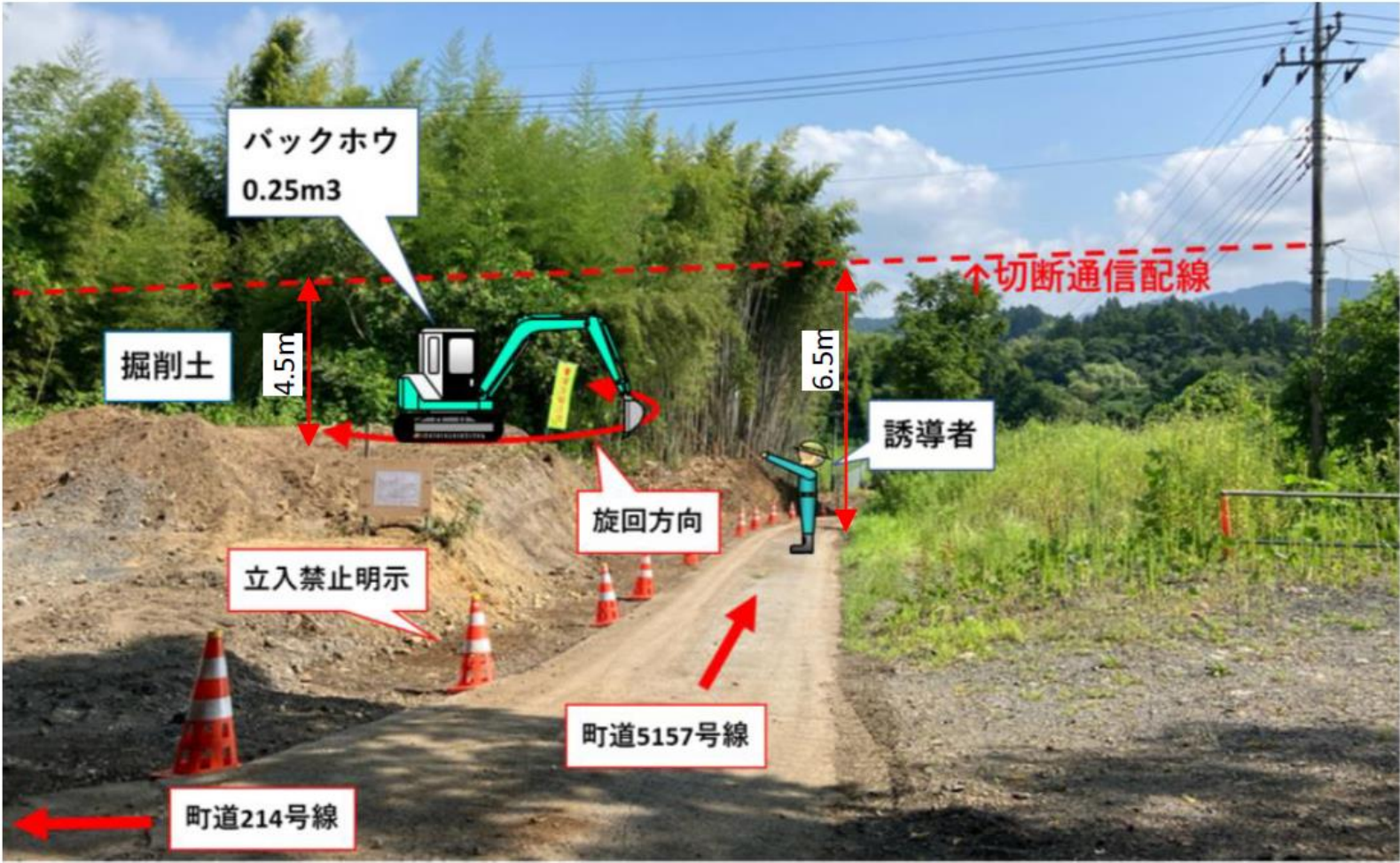
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和6年8月5日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	----------	------	----

■事故概要

公衆損害 - 架空線損傷

・ 右岸進入路整備に伴う町道拡幅作業により、バックホウ(0.25m3積)で拡幅部の掘削土集積を行っていた際に、アームが上空の架空線(通信線)に接触し、切断してしまった。

■事故発生状況



発生要因

- 架空線近接では合図に従ってバックホウ操作する計画であったが、バックホウオペレーターが合図を見ていなかったため。
- 架空線近接にもかかわらず、旋回速度が速すぎたため。
- 誘導者が笛で注意喚起したが、暑さ対策の冷房で窓全閉であり、バックホウオペレーターに聞こえなかったため。
- 作業時、架空線明示がバックホウの背面にあり、作業に集中したバックホウオペレーターの架空線への注意が低下したため。
- 架空線接触前に物理的に近接を気づかせる対策が不足していたため。

再発防止策

- 架空線近接作業においては、誘導者の誘導棒(手旗)を用いた合図に従って、バックホウ操作を行う。架空線近接作業(架空線から6m 以内)は、万が一の接触に備えて、いつでも停止できる低速旋回とする。
- 誘導者の警笛を常に聞き取れるよう、バックホウの窓は5 cm 以上開いた状態で作業する。(5 cm 以上開くと、支障なく警笛音を聞き取れることを確認)
- 作業箇所、車両導線の架空線明示幟を増設し、地上にも白線、スプレー等で架空線位置をマーキングする。また、バックホウブームに架空線注意喚起明示を行い、架空線に対する危機意識を高揚させる。
- 架空線接触前に物理的に近接を気づかせる上空明示を行う。

公眾損害

地下埋設物件損傷事例

【事事故事例】 排水構造物の床掘作業中に既設埋設配管を損傷

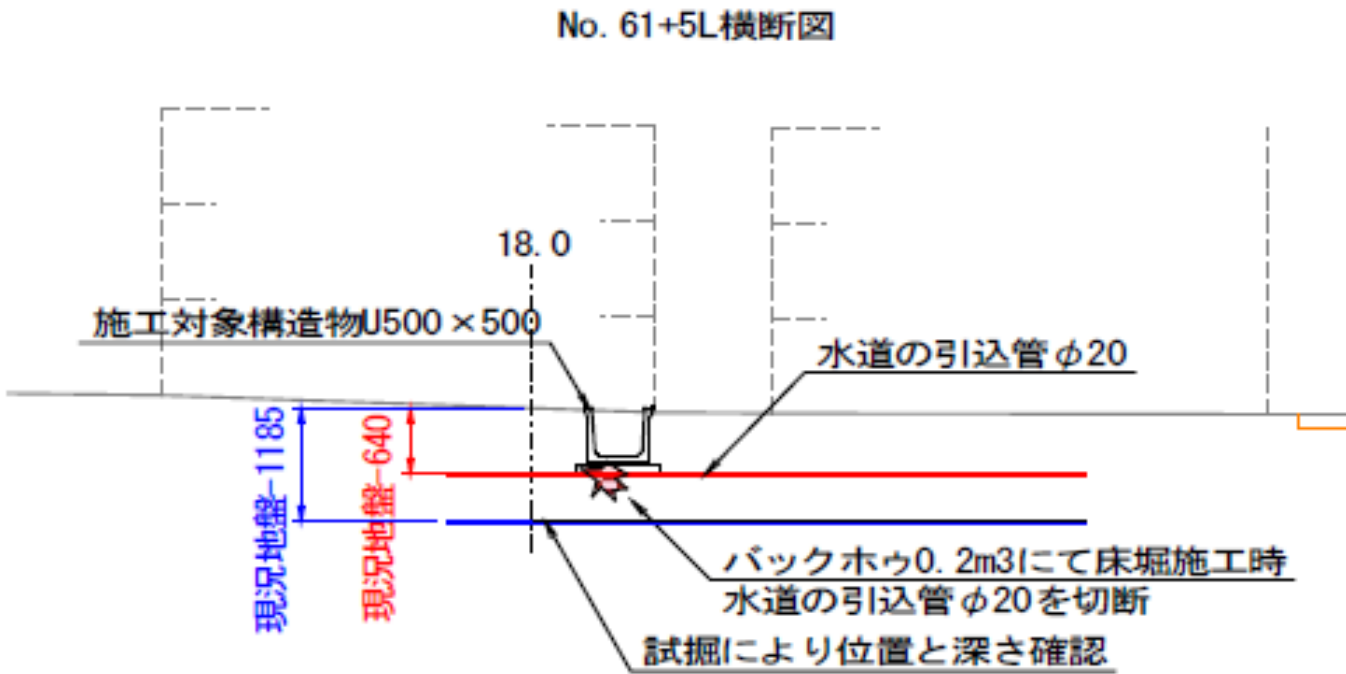
工事種別	維持修繕工事	事故発生日	令和6年11月7日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

公衆損害 - 地下埋設物件損傷

・ バックホウで排水構造物設置の床掘作業中に、民地への水道引き込み管を切断し、断水を生じさせたもの。

■事故発生状況



発生要因

○元請及び1次下請で埋設管1本の試掘を実施しているが、管理者や発注者の立会を求めなかった。

○元請が事前に試掘計画書を発注者に提出していなかった。

○元請が発注者より引込が2箇所あると説明を受けていたが1箇所だと思い込んでしまった。

○発注者より引き込み埋設管が2本あると説明を受けていたが、元請と一次下請は、現地で1本の埋設管の試掘調査を実施した際に、安心してしまい埋設管は1本のみと思い込んでしまった。

○試掘作業完了後に作業従事者全員でもう一度埋設図を見て確認するのを怠った。

再発防止策

○試掘実施時には管理者、発注者立ち会いのもと作業関係者全員で確認を行い思い違いを排除する。

○「地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト」を活用するとともに、埋設物の試掘を行う際は、必ず試掘計画書を作成し発注者に提出する。

○元請・作業従事者全員で埋設図を用いて現地を確認し、埋設物がある場合は現地で位置や深さを表示板に明示し、作業関係者全員に周知・徹底する。

○朝礼及びKY活動時に作業従事者全員で危険箇所及び内容の情報共有を徹底するとともに、試掘作業完了後に作業員全員でもう一度埋設図を確認する。また、重機オペレータは作業開始前に危険箇所及び試掘箇所の事前確認を図面だけでなく、実際現地に行って確認する。

公衆損害

第三者の負傷・第三者車両等 に対する損害事例

【事故事例】 路上にはみ出していた路面切削機の一部と一般車両が接触

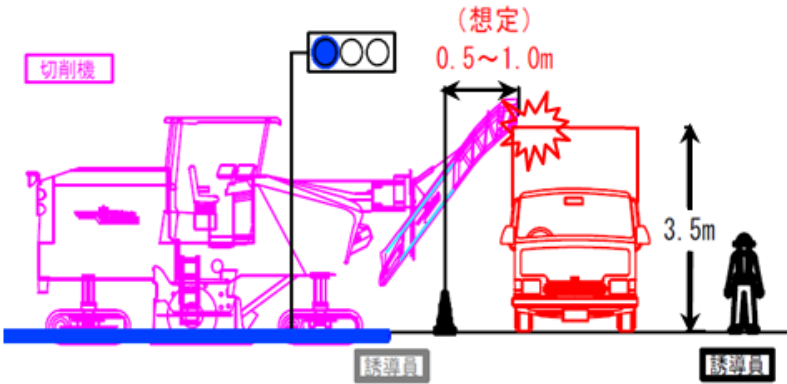
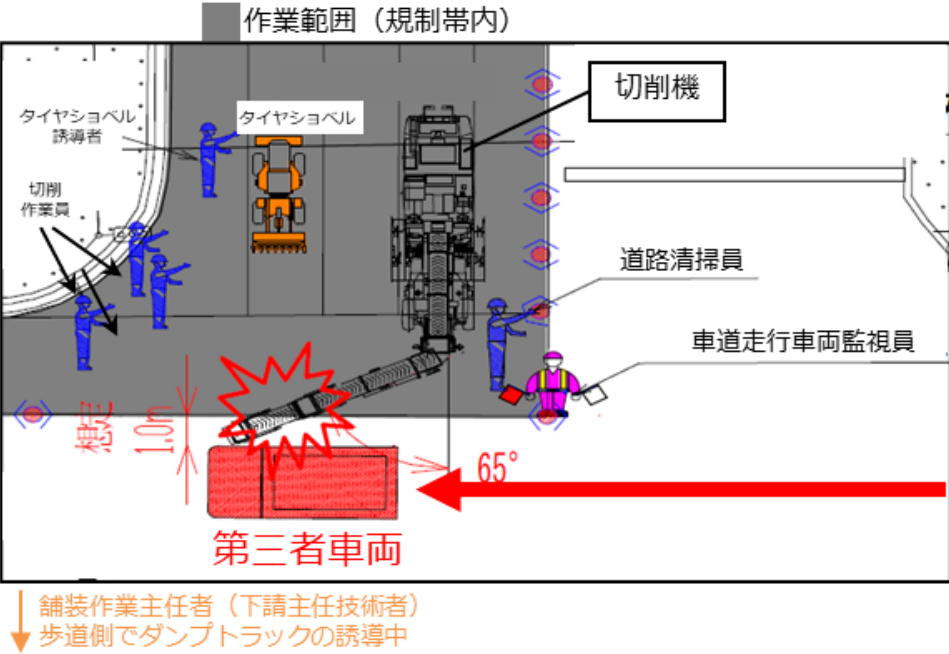
工事種別	アスファルト舗装工事	事故発生日	令和7年2月12日	気象条件	晴れ
------	------------	-------	-----------	------	----

■ 事故概要

公衆損害 - 第三者車両に対する損害

- ・ 交差点部での切削オーバーレイ作業中、規制帯内で掘削機が待機していた際、ベルトコンベアの先端が規制帯から車道上にはみ出した状態となっており、走行中の一般車両に接触した。

■ 事故発生状況



発生要因

- 車道の通行を確保するため、切削機のベルトコンベアを折り曲げ、規制帯内に収めることとしていたが、ベルトコンベア先端が車道上にはみ出したままの状態となっていた。
- 切削作業の効率を優先するため、規制帯端部（車道付近）の作業では、車道が赤信号の間に、切削殻積込みのダンプトラックを車道上に配置して切削を行い、車道が青信号の間はベルトコンベアを規制帯内に折り曲げ、ダンプトラックを一時的に退避させることとしていたため、ベルトコンベアが車道上へはみ出る計画となっていた。
- 交差点部の具体的な作業手順等は当日、口頭での確認となっており、舗装作業主任者（切削機・ダンプトラック誘導員）と周辺の交通誘導員による連携が不十分であった。
- 舗装作業主任者は、切削機とダンプトラックの誘導を兼務しており、事故発生時は退避したダンプトラックの誘導を歩道上から行っていたため、切削機のベルトコンベアの状態に気付くことができなかった。

再発防止策

- 使用する機材の作業範囲を見直し、機材が規制帯外にはみ出さない作業計画とする。規制帯端部（車道付近）の作業は小型切削機を用いることとする。
- 作業手順書や作業図面に、具体的な作業手順や誘導員配置等を明示し、作業員や誘導員の連携、誘導を確実に行う。
- 下請けを含む工事従事者と具体的な作業手順等打合せし、適切な配置計画とする。

建設機械の稼働に 関連した人身事故事例

【事故事例】 作業箇所に進入した交通誘導員が、後進してきた振動ローラと接触し負傷

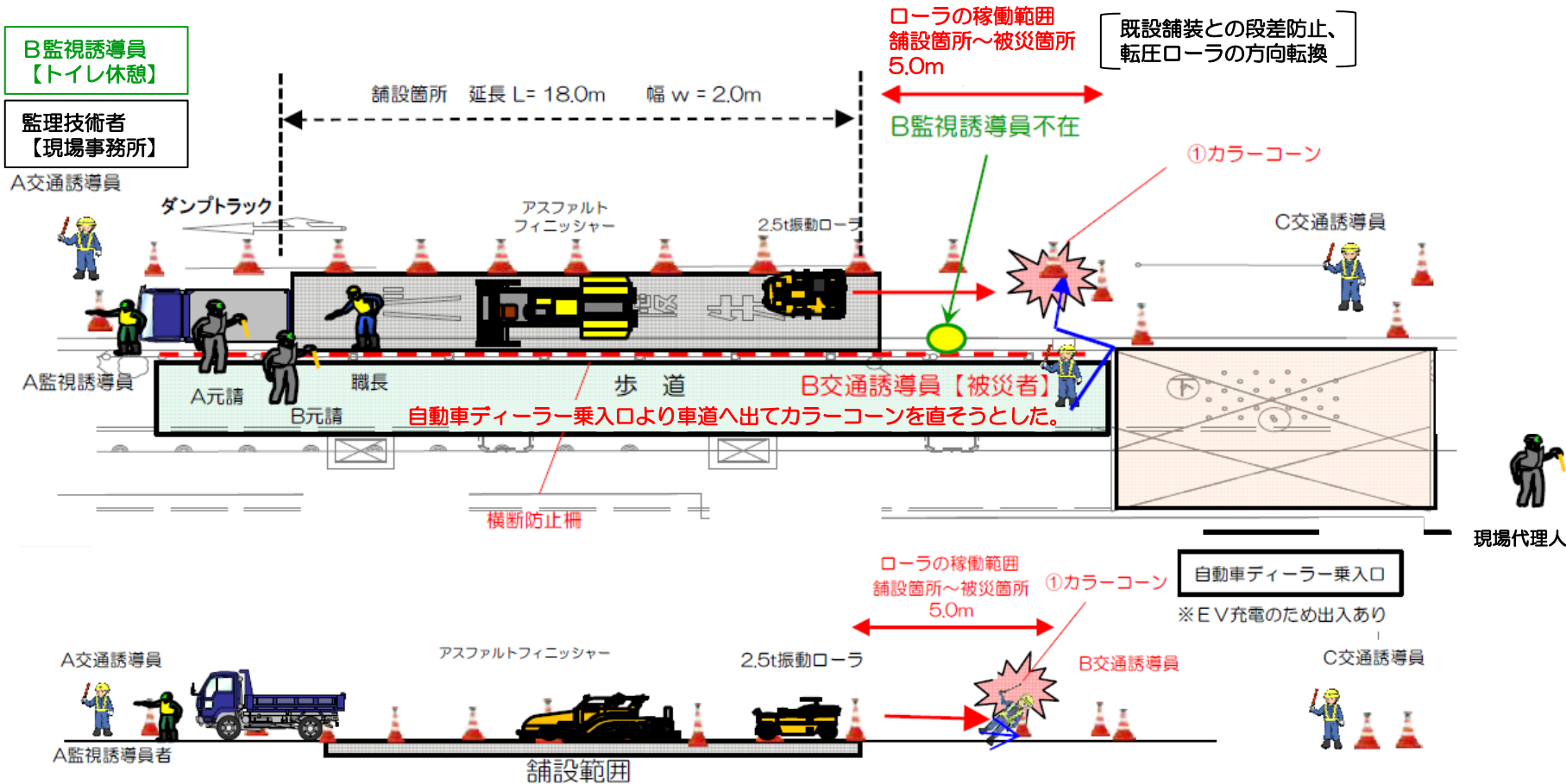
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和6年6月15日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 建設機械の稼働に関連した負傷

・舗装工の転圧作業中、カラーコーンの位置を修正するため作業箇所に進入した交通誘導員が、後進してきた振動ローラに接触し、足を負傷した事故。

■事故発生状況



発生要因

- 被災者は、夜間は大型車の通行が多いことから、少しでも道幅を広く確保しようと考え、本来の作業内容でないものの、カラーコーンの位置調整を行うために、振動ローラのオペレーターへの合図をせず稼働範囲へ進入した。ローラが転圧作業中であることは分かっていたが、被災箇所までローラが後進してくるとは考えず、ローラに背を向けていた。新規入場者教育やKY活動においても、重機作業半径・重機作業箇所には立入らないことを指導・教育されていたが、思い込みと慣れにより、ローラの稼働範囲に立入ってしまった。
- 施工計画書（作業手順書）上では、振動ローラの移動時における監視誘導員の配置が明記されていたものの、オペレータは作業に集中するあまり、監視誘導員の不在状態に気付かぬままローラを移動させた。被災者に死角（真後ろ）から進入されたため、被災者の存在を認識できなかった。
- 監視誘導員は、被災者が振動ローラの稼働範囲に進入することは無いと考え、個人の判断でトイレ休憩を取った結果、一時的に監視誘導員が不在となった。

再発防止策

- 交通誘導員は、重機作業箇所には立入らないことと、役割以外の業務を行わないように徹底する。
- ローラ運転手と監視誘導員は、双方で手を挙げ合図を送り、互いに確認を行った後、監視誘導員の合図で目視確認しながらローラ後進することを徹底する。監視誘導員には『不在になるときは作業を一時中断すること』の現場ルール徹底とその連絡順序についての徹底を実施する。
- ローラ稼働範囲に対し、カラーコーンを設置して二重エリア明示を行い、作業員や交通誘導員との接触事故防止措置を行う。立入る必要がある場合は監視誘導員に声かけし、確実に作業を一旦停止してから立入ることを徹底する。
- 後方に障害物を感知した際に、機械制御により強制ブレーキが働くローラを使用する。

【事故事例】 井戸掘り作業中、機械可動部に作業員の頭が挟まれ死亡

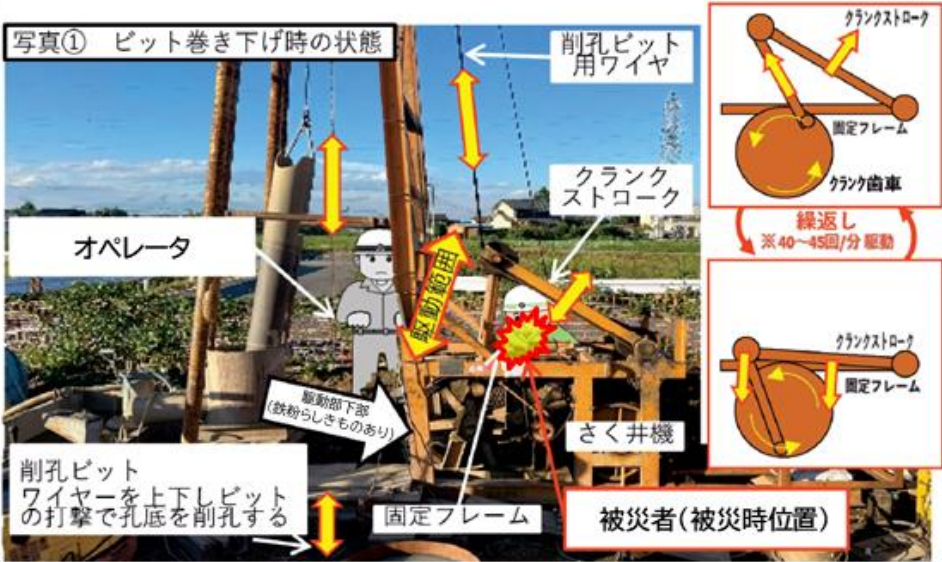
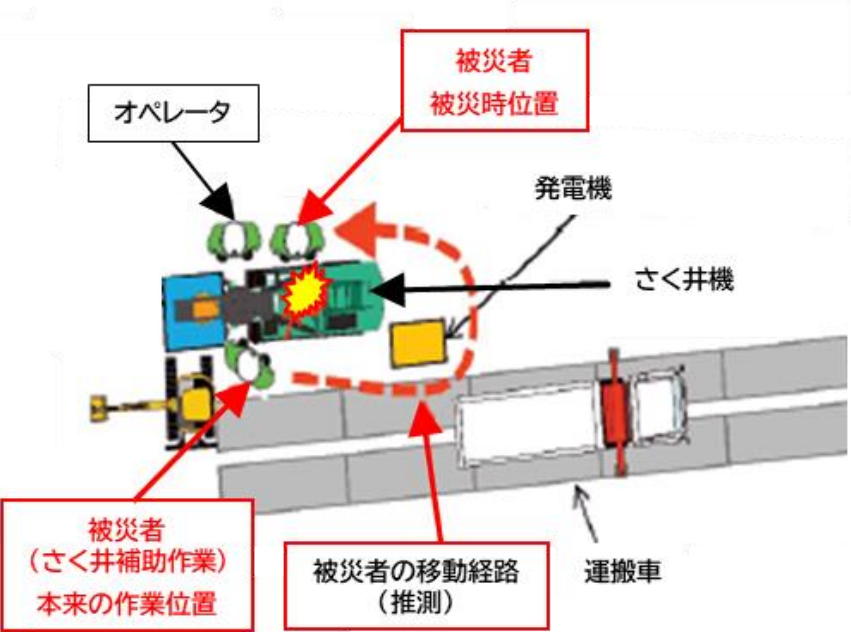
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和6年9月20日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 建設機械の稼働に関連した死傷

- ・地盤改良工で使用する給水用井戸のさく井中、さく井機駆動部をのぞき込んだ被災者が、さく井機に頭部を挟まれ死亡した。

■事故発生状況



発生要因

- 被災者は、駆動部下部に鉄粉があることに気付き、機械の故障か、どこかが削れているのではと疑い（推測）、オペレータへ鉄粉の発生を伝えたが、作業中止については言い出さなかった。オペレータは、被災者の発言を聞いてはいたが、作業を中止しなかった。
- 被災者は、オペレータに告げず持ち場を離れ、駆動部へ接近した。オペレータは、掘削作業箇所を注視していたため、被災者の移動に気付かなかった。
- オペレータは、さく井の経験年数が長く、作業に対する「慣れ」による気の緩みがあった（推測）。
- 作業開始前点検時には、鉄粉の存在に気付かなかった（この時点での鉄粉の有無は不明）。
- 被災者は、危険予知活動における低減対策（ビット巻上げ、巻下げ時には駆動部に接近しない）に反し、駆動部へ接近した。
- 目の高さで駆動するクランクストロークに挟まれることは予見していなかった。

再発防止策

- 異常発見時には躊躇わずに作業中止の声掛けを行うよう、元請指示として朝礼時に全作業員へ周知する。
- 持ち場を離れるときには必ず声掛け・相互確認及び、指示・合図・立入禁止措置・機械停止措置・行動範囲の区域明示等を行うことを作業手順書に明記する。作業員相互がお互いの居場所を把握することについて、新規入場時教育資料に盛り込み、毎朝の朝礼、危険予知活動で指差喚呼して繰り返し教育する。
- 「慣れ」による安全に対する感受性を鈍らせないため、VR事故体験機器を用いた安全教育を行う。
- 作業開始前点検に、可動部の状態確認（異音、異臭、振動、摩耗、鉄粉）を追加する。
- 専任の見張員を配置し、作業員や機械の異常な動きや状況を認めた場合、直ちに作業中止を指示する。
- オペレータの視界内に警報器付き回転灯を設置し、さく井補助作業員及び見張員の操作で点灯・発報することでオペレータに非常停止操作の意思を伝える。
- 駆動部周辺に物理的なガード（腕、足等が入らない）及び接近危険注意看板を設置する。

【事故事例】 バックホウのバケットが作業員に接触し負傷

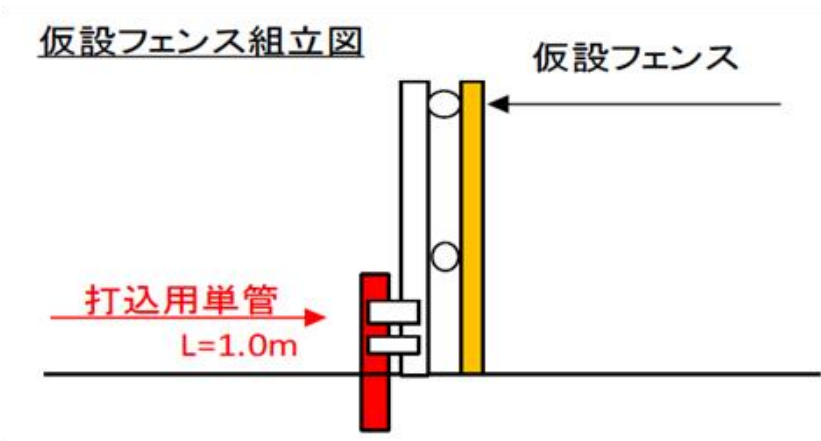
工事種別	アスファルト舗装工事	事故発生日	令和7年1月7日	気象条件	晴れ
------	------------	-------	----------	------	----

■ 事故概要

労働災害 - 建設機械の稼働に関連した負傷

・ 仮設フェンス設置のため、バックホウを用い単管の打設作業中、倒れかけた単管を支えようと近づいた作業員の頭部にバケットが接触し負傷した。

■ 事故発生状況



発生要因

- 被災者は、稼働中のバックホウの作業範囲内に安易に立ち入った。
- 当初は大ハンマーを用いて単管の打設を行っていたが、地盤が固かったため、下請業者の判断により整地作業のため近くに駐機してあったバックホウを用いて打設を行った。
- 施工方法の変更は、元請と協議して決定することとされていたものの、協議を実施せず下請業者の独断でバックホウを用途外使用した。
- 専用の打設機械を使用する手順となっていなかった。

再発防止策

- 重機を使用する場合は、立入防止対策(カラーコーン、コーンバー、「立入禁止」標示)を講じる。
- 予定外作業は禁止し、やむを得ず作業方法の変更を行う場合は、作業を一時中断し、元請に協議し作業手順を見直し、そのうえで作業を再開することを徹底する。
- 作業手順書に「作業手順の変更」についての記載はあったものの、新規入場者教育資料に「連絡体制」及び「作業手順の変更」のルールを記載し、作業員全員に周知する。
- 当該作業は、専用機械（手持ち油圧式杭打ち機）を使用することとする。

部材の加工作業等により 自らを負傷した事故事例

【事故事例】 根固めブロックの脱型時に指を負傷

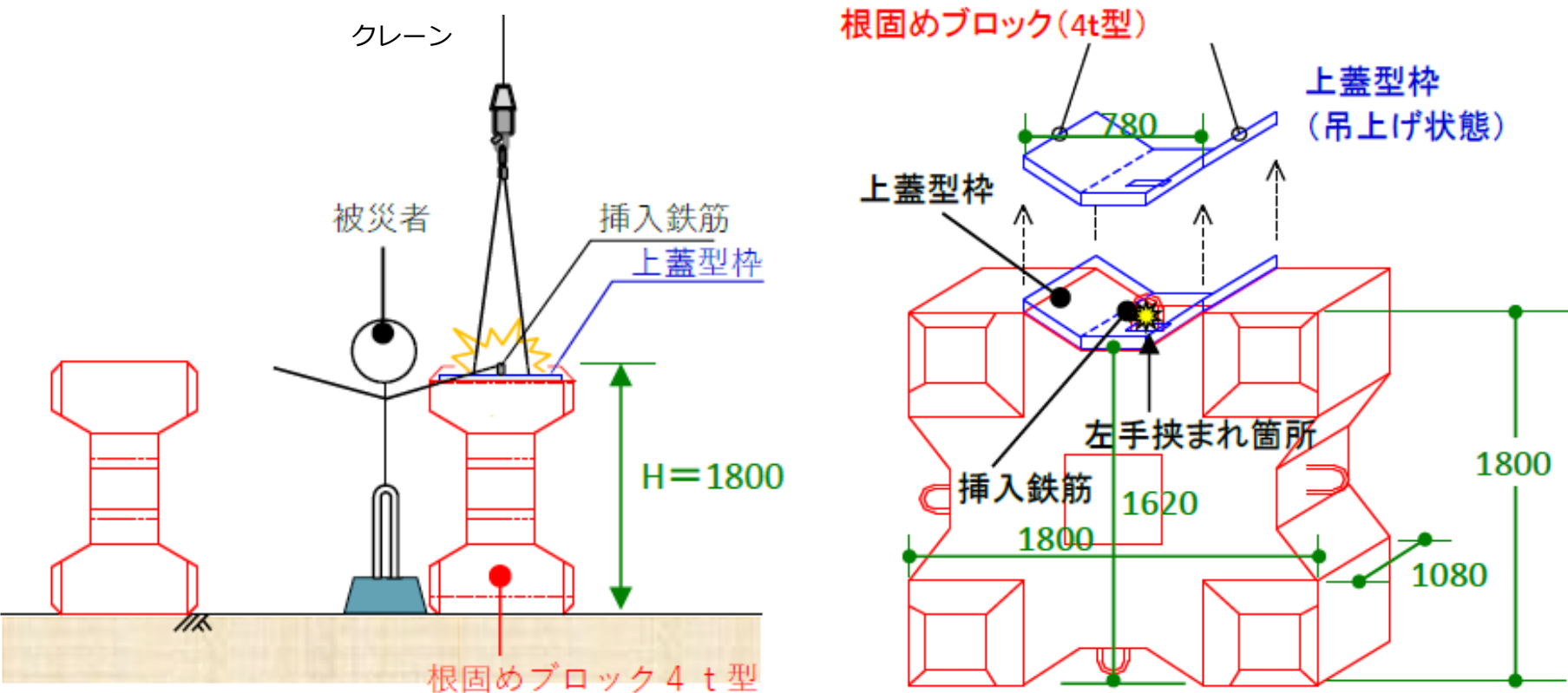
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和6年11月21日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	------------	------	----

■事故概要

労働災害 -部材の加工作業等により自らを負傷

- ・ 根固めブロックの上蓋型枠の脱型作業中、被災者（合図者）が、後方のクレーンに吊り上げ合図を出すため振り向いた際に、上部に突き出た挿入鉄筋を左手で掴んでしまい、吊り上がった型枠と鉄筋の間に指を挟まれ負傷したもの。

■事故発生状況



発生要因

- KY活動にて合図者・玉掛者を選任し、作業を実施していたが、徹底を怠り合図者（玉掛有資格者）が玉掛作業を行なった。（玉掛者は付近で別途型枠を脱型作業中）
- クレーンオペレーターに対して背を向けて玉掛作業を行なった為、合図を送るには振り返る体勢となった。高い位置での作業であることから、体勢確保の為無意識に挿入鉄筋を掴み、そのまま上蓋型枠を巻き上げる合図を行なった。
- 根固めブロック製作開始から11日経過し作業に慣れ、危険軽視・油断が生まれ、安全確認を行わず合図者がクレーンオペレーターへ合図を送った。

再発防止策

- クレーン作業時の合図者は、玉掛者と別に配置し役割分担を徹底する。合図者はインカム（無線機）を使用して作業者が3.0m以上離れた事を確認してから、合図を送る。クレーンオペレーターにおいても、吊り上げ部材に作業者が3.0m以上離れた事を確認してから、合図者の指示で巻き上げる。
- 上蓋型枠における玉掛作業は、可搬式作業台を使用する。作業台は、クレーンオペレーターに対して正面を向く位置に根固めブロック毎に固定すると共に、挿入鉄筋を掴み難い高さにする。
- KY活動は元請参加で実施すると共に、根固めブロック製作における吊り作業時は、元請職員による安全巡視を強化をする。（午前・午後各1回の巡視を午前・午後各2回に変更）

労働災害

資機材等の落下や下敷き での負傷事例

【事件事例】 据え付け作業中の帯コンクリートが転倒し、付近の作業員が負傷

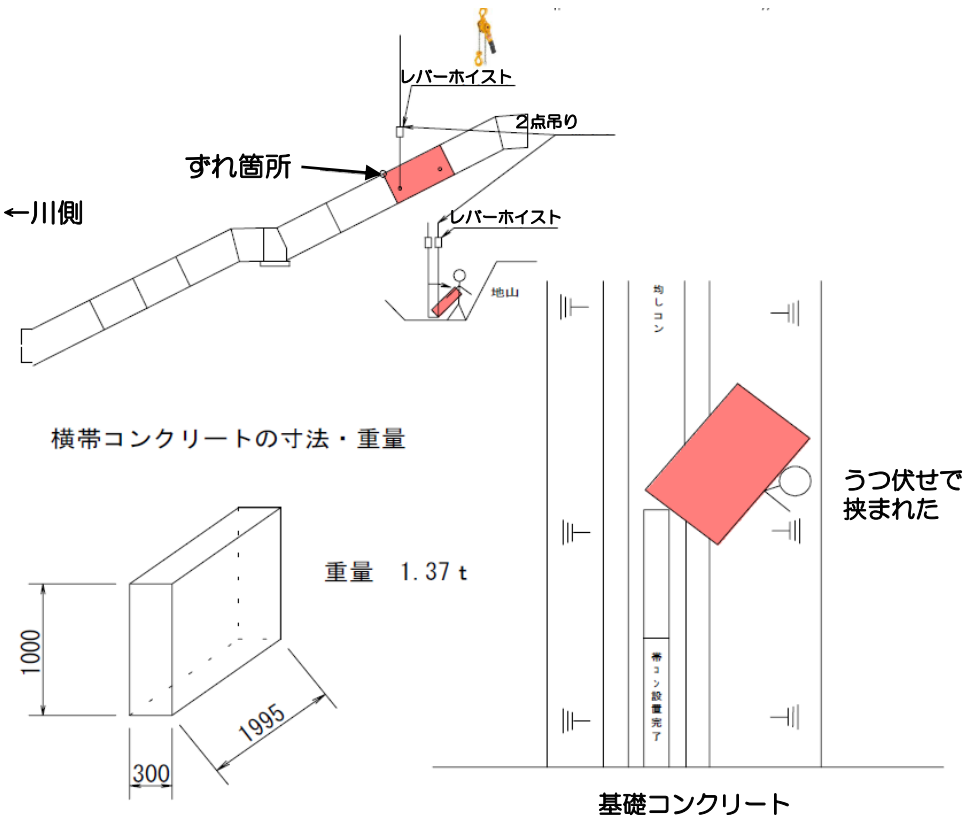
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和6年5月9日	気象条件	曇り
------	--------	-------	----------	------	----

■事故概要

労働災害 -資機材等の落下や下敷きで負傷

- ・堤防法面において、移動式クレーンを用いて帯コンクリートの据え付け作業中、川側方向の設置位置にズレが生じたため、川側を2点吊りして据付の微調整を行っていたところ、帯コンクリートがバランスを崩して転倒し、付近にいた作業員が帯コンクリートと地山との間に挟まれ負傷した事故。

■事故発生状況



発生要因

- 本来の4点吊作業を2点吊で行うなど、作業手順が遵守されていなかった。
- 玉掛器具（レバーホイスト）に不具合が発生したことにより、作業時に正常に機能しなかった。定期点検の頻度や内容が適切でなかった。
- 玉掛作業責任者は、据付微調整の前に、吊り荷の状態や、周囲に対する安全確認が出来ておらず、玉掛器具の選定や取り扱い方法についての適切な判断がなされていなかった。
- 作業員は、作業中に玉掛器具の不具合に気付かず、適切な対処ができなかった。経験や慣れによる過信により、作業に伴うリスクを軽視していた。

再発防止策

- チェーンリングを使用し、玉掛けの4点吊りは設置後の安全確認を行うまで外さないこととする。据付微調整時には、4点吊作業を行い、別に設けた転倒防止器具を設置完了後、2点吊りのレバーホイストを追加し、高さ・位置の調整を実施する。
- 玉掛器具の使用マニュアルに基づいたメンテナンス計画を策定し、点検スケジュールを基に玉掛技能講習修了者による日常点検、作業前点検、月例点検を実施する。
- 据付微調整作業の前に吊り荷の状態や周囲の安全確認を行い、作業中には明確かつ適切な合図を送る。不具合の兆候を見逃さないため、据付微調整前に必ずレバーホイストの動作確認を行わせる。
- 作業中に気付いた異常や危険を見逃さず、作業員による異常の報告を促進する。吊り作業中は、元請監視員による監視を強化する。

その他 労働災害事例

【事件事例】 伐根除草作業中、肩掛け式除草機の刃が手に接触し負傷

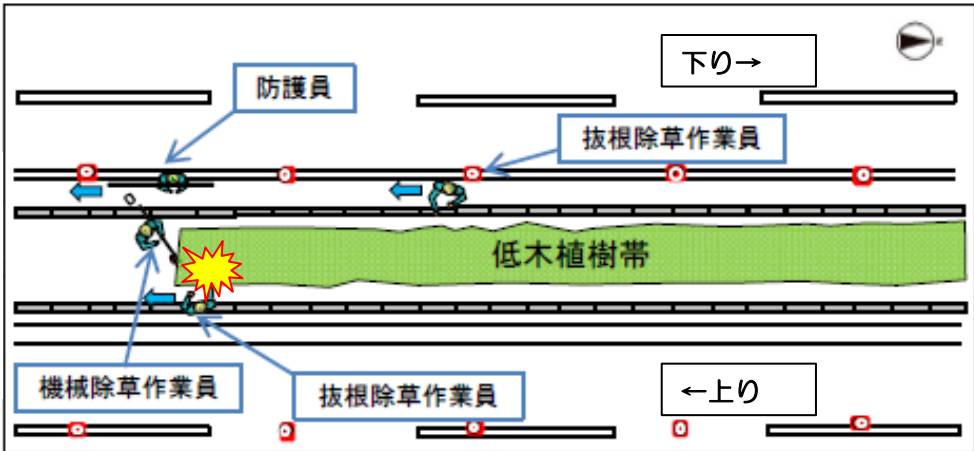
工事種別	造園工事	事故発生日	令和6年6月13日	気象条件	晴れ
------	------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - その他

- 中央分離帯の除草剪定作業に伴い、被災者が上り線側で抜根除草をしていたところ、下り線側の植栽帯端部まで機械除草を終え、上り線側に刈り残しを見つけた機械除草作業員が、上り線側植樹帯に除草機を入れた際、被災者の手と除草機の刃が接触し、被災者の右手を負傷した事故。

■事故発生状況



発生要因

- 狭い施工エリアの中で抜根除草と機械除草を同時に実施していた上、中央分離帯低木植樹帯の上下両側で同時に別の作業を実施した。
- 肩掛け式草刈り機を使用する作業員と抜根除草をする作業員（被災者）との作業間隔が5 m以上離れて作業をする取り決めがあるにも関わらず、守られていなかった。
- 作業責任者はいたが、監視員が配置されていなかった。
- 作業責任者の作業進捗具合の把握不足により、事故当時に作業員同士が接近作業になっていたにも関わらず、注意を促すことがなかった。

再発防止策

- 抜根除草と機械除草は、同じ施工エリア内では同時に行わないこととし、単一作業の完了を待って、次の作業に移行することとする。
- 中央分離帯や歩道緑地帯の施工においては、機械除草作業員同士の接近作業を防ぐため、作業開始のタイミングをずらし、5 m以上の間隔を確保する。
- 機械除草を伴う施工箇所では、機械除草作業員の後方に監視員を配置し、作業員の接近作業や不安全行動を防止する。
- 作業責任者は現場全体の危険個所を重点的に監視し、危険行動を発見した場合、直ちに作業員に対して是正指示を行う。

【問い合わせ先】



関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当

048-601-3151(代表) 内線(3289、3290)